

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

内 容

<労働時間の状況に係る数値目標>

正社員一人当たりの各月ごとの月平均所定外労働時間を14時間未満とする

<育児休業等の取得に係る数値目標>

計画期間における男性の平均育児休業取得率75%以上を維持する

■目標1: 子育てを行う従業員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための 継続した雇用環境の整備

<取組内容>

令和8年4月～

- ・多様な働き方に対応するための制度の導入検討。
- ・労働実態の把握のため、継続的な勤怠管理の見直し。

■目標2: 男性社員の育児休業および育児目的休暇の継続した取得促進

<取組内容>

令和8年4月～

- ・仕事と家庭の両立に対する意識醸成の為に、定期的に制度や情報を提供する。
- ・取得状況の把握と改善等の検討を行う。